４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の⑸の欄の金額を記載すること。

⑵　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶又は⑾の欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸・⑹　略］

［５　略］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第10号の３様式記載要領

１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～13　略］

第十号の五様式（第三十三条の四・第三十三条の四の三十・第五条の十一の三十・第五条の四関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項又は第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の⑸の欄の金額を記載すること。

⑵　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の⑶又は⑾の欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の12））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑹の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸・⑹　同左］

［５　同左］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第10号の３様式記載要領

１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～13　同左］

第十号の五様式（第三十三条の四・第三十三条の四の三十・第五条の十一の三十・第五条の四関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項又は第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　同左］